

各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に『各種申告書』を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

1 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

16歳以上の親族を扶養している場合や、障害者がいる場合、あなたが学生の場合、現在婚姻しておらず子供がいる場合などには、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、扶養控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 扶養控除

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下同じです。）のうち、合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円）以下の人です。

控除の種類	控除額
扶養控除	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	48万円
同居老親等	58万円

(注1) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成12年1月2日～平成16年1月1日生）の人をいいます。

(注2) 老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生）の人をいいます。

② 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類	控除額
障害者控除 本人 同一生計配偶者 扶養親族	一般の障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円
勤労学生控除（本人のみ）	27万円

(注1) 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

(注2) 扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

(注3) 勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が75万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

③ 寡婦控除、ひとり親控除

控除の種類	控除額
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円

(注1) 「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます（「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

(注2) 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が48万円以下の子に限り、）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます。

2 配偶者控除等申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

(注) 老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生）の人をいいます。

② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

3 保険料控除申告書を提出して受けられる控除

社会保険料や生命保険料、地震保険料を支払っている場合には、次の控除を受けられますので、保険料控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 各種保険料控除

控除の種類	控除額			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		

(注) 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

4 所得金額調整控除申告書を提出して受けられる控除

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の所得金額調整控除が受けられますので、所得金額調整控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

5 基礎控除申告書を提出して受けられる控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に、次の控除が受けられますので、基礎控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 基礎控除

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

6 住宅借入金等特別控除申告書を提出して受けられる控除

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等特別控除（住宅借入金の種類・金額に応じた一定の金額）が受けられますので、住宅借入金等特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

年末調整を受ける際の注意事項

「扶養控除等(異動)申告書」、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」及び「保険料控除申告書」は、正しく記載して提出されていますか？

※ 基礎控除の適用を受けるためには、基礎控除申告書の提出が必要となりますので、提出漏れがないようご注意ください。

もし、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税及び復興特別所得税の追徴など）を行わなければなりません。

《令和4年分申告書記載事項チェック表》

「令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「令和4年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」、「令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書」、「令和4年分 所得金額調整控除申告書」及び「令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にもう一度チェックしてみてください。

扶養控除等申告書	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成19年1月1日以前生）の扶養親族ですか。	配偶者控除等申告書	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。	
	<input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生）ですか。		<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。	
	<input type="checkbox"/> その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。		<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。	
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満（平成12年1月2日～平成16年1月1日生）ですか。		<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生）ですか。	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者 ^(注) があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。		<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ48万円以下ですか。		保険料控除申告書	<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。			<input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。
<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。	<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。			
<input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成19年1月2日以後生）の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。			
所得金額調整控除申告書	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。		
	<input type="checkbox"/> あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は850万円を超えていますか。	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。		
	<input type="checkbox"/> 「扶養親族が23歳未満（平12.1.2以後生）」の要件にチェックを入れている場合、扶養親族等欄に記載した者は、23歳未満（平12.1.2以後生）ですか。 ※ 2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件にチェックを付けます（いずれの要件にチェックを付けても控除額に変更はありません。）。 また、1つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を扶養親族欄に記載します。	基礎控除申告書	<input type="checkbox"/> 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。	
			<input type="checkbox"/> 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。	

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

- 1 本年の途中で、控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 3 本年の途中で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

(注) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

☆ 「令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」及び「令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載例を国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載していますのでご覧ください。

各種申告書の記載例

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成 54年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無 有 無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)		
給与の支払者の法人(個人)番号 11 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号 11 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 (郵便番号 176 - 0006)	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7		
区分等 A 源泉控除対象配偶者(注1)	(フリガナ) 氏名 ヤマカワ アキコ 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 54・10・5	老人扶養親族(平成19.1.1以前生)	令和4年分の所得の見積額 400,000 円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に、記載してください。)		
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成19.1.1以前生)	1 ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子	13・2・4	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	600,000 円	1234 Kokuzei Street, ... USA			
	2 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	子	18・5・17	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	0 円	東京都練馬区栄町 23-7			
	3 ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父	19・5・8	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	300,000 円				
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他					
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者 区分 本人 配偶者(注2) 扶養親族 一般の障害者 特別障害者 ひとり親 勤労学生	山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付	異動月日及び事由						
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)									
16歳未満の扶養親族(平成19.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名 ヤマカワ サロウ 山川 三郎	あなたとの続柄 子	生年月日 21・7・5	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	控除対象額 0 円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 0 円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 0 円

扶
記載のしかたはこちら

○この申告書は、あなたと給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生として同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
○2か所以上から給与の支払を受けている場合は、そのうちの1か所にしき提出することができません。
○この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告について」等をお読みください。

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成 54年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無 有 無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)
給与の支払者の法人(個人)番号 11 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号 11 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 (郵便番号 176 - 0006)	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7

- ▶ ① 所轄税務署長等
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶ ② 給与の支払者の法人(個人)番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。
- ▶ ③ あなたの個人番号
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ ④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等 A 源泉控除対象配偶者(注1)	(フリガナ) 氏名 ヤマカワ アキコ 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 54・10・5	老人扶養親族(平成19.1.1以前生)	令和4年分の所得の見積額 400,000 円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に、記載してください。)
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成19.1.1以前生)	1 ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子	13・2・4	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	600,000 円	1234 Kokuzei Street, ... USA	
	2 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	子	18・5・17	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	0 円	東京都練馬区栄町 23-7	
	3 ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父	19・5・8	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	300,000 円		
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			

- ▶ ① A 源泉控除対象配偶者
あなた(令和4年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和4年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。
- ▶ ② B 控除対象扶養親族
年齢16歳以上(平成19年1月1日以前生)の扶養親族について記載します。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭28.1.1以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況として
いる人であるとき ⇒ 「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平12.1.2生～平16.1.1生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成12年1月2日～平成16年1月1日生）の場合にチェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付等が必要です。
※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄が「○」の場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。
（例）年途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合⇒「令和4年○月○日 結婚」
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	①		②		③		④	
	障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生
<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 一般の障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者	該当者				<input checked="" type="checkbox"/> (1人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一般の障害者				(人)			
	特別障害者				(人)			
同居特別障害者					(人)			
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。								
障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)							異動月日及び事由	
山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付								
(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。								

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成19年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名などを記載します。
（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名	フリガナ	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和4年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
1	ヤマカワサブロウ 山川 三郎	5,516,617,78,819,90,0	子	21・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	②	0円	
2							円	
3							円	

▶① 16歳未満の扶養親族（平19.1.2以後生）

年齢16歳未満（平成19年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	基配所 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7
税務署長	給与の支払者の法人番号 1112121313141415161617	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

2

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 <table border="1"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> <tr> <td>(1) 給与所得</td> <td>8,970,000</td> <td>6,973,000</td> </tr> <tr> <td>(2) 給与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額</td> <td>6,973,000</td> </tr> </table>		所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000	(2) 給与所得以外の所得の合計額			あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 <table border="1"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> <tr> <td>(1) 給与所得</td> <td>950,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>(2) 給与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額</td> <td>* 400,000</td> </tr> </table>	所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 給与所得	950,000	400,000	(2) 給与所得以外の所得の合計額			配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000
所得の種類	収入金額	所得金額																								
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000																								
(2) 給与所得以外の所得の合計額																										
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000																								
所得の種類	収入金額	所得金額																								
(1) 給与所得	950,000	400,000																								
(2) 給与所得以外の所得の合計額																										
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000																								
控除額の計算 判 <input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A) 48万円 <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B) <input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C) 定 <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下 16万円 基礎控除の額 480,000 円		配偶者控除の額 380,000 円 配偶者特別控除の額 0 円																								

4

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が880万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
○ 「要件」欄の「2」の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
○ 年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年が23歳未満(平成12.1.23以後) (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	左記の者の個人番号 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 左記の者の生年月日 大18年 5月 17日	★ 特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照) <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
--------	--	---------------------------------------	--	--

1 氏名、住所などの記入

1

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7
税務署長	給与の支払者の法人番号 1112121313141415161617	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7	

- ▶ ① 所轄税務署長
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。
- ▶ ② 給与の支払者の法人番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

2

○ 控除額の計算

判 <input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A) 48万円	基礎控除の額 480,000 円
定 <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B) <input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C) <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下 16万円	

▶ ① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和4年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちらから

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

● 給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)	給与所得の金額		
1 円以上 550,999 円以下	0 円		
551,000 円以上 1,618,999 円以下	A - 550,000 円		
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,069,000 円		
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,070,000 円		
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,072,000 円		
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,074,000 円		
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) ,000 円	B × 2.4 + 100,000 円	円
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) ,000 円	B × 2.8 - 80,000 円	円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	A + 4 (千円未満の端数切捨て) ,000 円	B × 3.2 - 440,000 円	円
6,600,000 円以上	A × 0.9 - 1,100,000 円		円
8,500,000 円以上 (所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円		円
8,500,000 円以上 (所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除		円

(注) 1 所得金額調整控除の額は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。
 ① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 ② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円
 ※2 10万円を超える場合は、10万円
 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶ ② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶ ③ 区分 I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A ~ C) を記載します。
 (注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が103万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 2 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」に記載する必要はありません)。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	2 1 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	大 54年 10月 5日
山 川 明 子	異なる場合の配偶者の住所又は居所	配偶者の生計を一にする事実

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
判定	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額 480,000 円

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000 円

○ 控除額の計算

区分 II		配偶者控除の額									
		380,000 円									
		配偶者特別控除の額									
判定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭28.1.1以前生)	①									
	48万円以下かつ年齢70歳未満 (《老人控除対象配偶者に該当》)	②									
	48万円超95万円以下	③									
	95万円超133万円以下	④									

配偶者特別控除の額 380,000 円

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶ ① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶ ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ ③ 判定及び区分 II

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①～④) を「区分 II」欄に記載します。

▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分 I の判定結果 (A ~ C) と区分 II の判定結果 (①～④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶ ⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分 II が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分 II が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
 なお、「要件」欄の②以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-24」を参照)
	同一生計配偶者 ^(※) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	ヤマカワ ジロウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	大 18年 5月 17日	
	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	山 川 二 郎			
	扶養親族が年齢23歳未満 (平12.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)				

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
 なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
 なお、児童福祉法により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。



左記のページは
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
 ※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
 なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
 また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○ 令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

1

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	記載のしなははこちら
税務署長	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23 - 7	QRコード
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3		

2

保険会社等種別	保険等の種類	保険期間	契約者の氏名	保険金等の受取人氏名	新・旧区分	あなたが令和4年中に支払った保険料等の金額(円)	給与の支払者の控除額(円)
●●生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	新	(a) 25,000	(a)
××生命	養老	10年	ク	ク	新	(a) 80,000	(a)
①の金額を下の「計算式Ⅰ(新保険料等専用)」に当てはめて計算した金額							計(①+②) ③ 40,000
●●生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	新	(a) 80,000	(a)
②の金額を下の「計算式Ⅱ(旧保険料等専用)」に当てはめて計算した金額							計(④+⑤) ⑥ 40,000
計算式Ⅰ(新保険料等専用) ※							生命保険料控除額 計(③+⑥) ⑦ 120,000
A, C又はDの金額 控除額の計算式 B又はEの金額							
20,000円以下 A, C又はDの金額 25,000円以下 B又はEの金額							
20,000円から40,000円まで (A, C又はD) × 1/2 + 10,000円 25,000円から50,000円まで (B又はE) × 1/2 + 12,500円							
40,001円から80,000円まで (A, C又はD) × 1/4 + 20,000円 50,001円から100,000円まで (B又はE) × 1/4 + 25,000円							
80,001円以上 一律に40,000円 100,001円以上 一律に50,000円							

1 氏名、住所などの記入

①

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎
税務署長	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23 - 7
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の種類(目的)	契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	支払者の氏名	給付金の額
② ●●生命	養老	10年	養老	山川 太郎	山川 明子	夫	25,000円
	××生命	養老	10年	〇	〇	〇	80,000円
③ ●●生命							
〇〇生命	介護	10年	介護	山川 太郎	山川 明子	夫	80,000円
××生命	〇〇年金	30年	〇〇年金	山川 太郎	山川 太郎	本人	90,000円
④ ●●生命							
〇〇生命	〇〇年金	30年	〇〇年金	山川 太郎	山川 太郎	本人	30,000円
××生命	〇〇年金	30年	〇〇年金	〇	〇	〇	40,000円
⑤ ●●生命							
〇〇生命	〇〇年金	30年	〇〇年金	山川 太郎	山川 太郎	本人	40,000円
××生命	〇〇年金	30年	〇〇年金	〇	〇	〇	27,500円

① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。
 なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。
 ※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

② 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
 (イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和4年分 生命保険料控除証明書

契約番号(証券記載番号)	保険払込期間	保険の種類	適用制度
〇〇〇〇△△△△	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	〇年〇月〇日	10年	
保険金受取人名		保険受取人生年月日	
山川 明子		〇年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)
 ①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式I)
 ②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式II)
 ③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
 ④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)
 ⑤欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円(計算式I)

④ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)
 ⑥欄: 90,000円→最高40,000円(計算式I)
 ⑦欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式II)
 ⑧欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
 ⑨欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

⑤ 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)
 ④45,000円+⑨40,000円+⑩40,000円=125,000円
 →最高120,000円
 ※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 地震保険料控除額等の記入

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	給付金の額
① 地震保険料控除	××火災	地震(建物)	山川 太郎	42,000円	
	▲▲火災	積立傷害	山川 太郎	14,800円	
②のうち地震保険料の金額の合計額					④ 42,000円
②のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					⑤ 14,800円
地震保険料控除額					⑥ (最高50,000円) + ⑦ (最高15,000円) = 12,400円
合計(控除額)					⑧ (最高50,000円) = 50,000円
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	
合計(控除額)					
小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額			
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金					
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金					
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金					
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金					
合計(控除額)					

① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。
 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。
 ※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和4年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額
 42,000円(⑥)の金額、最高50,000円)
 +12,400円(⑦)の金額が10,000円を超える場合は
 ⑥×1/2+5,000円、最高15,000円)
 =54,400円→最高50,000円

② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。
 ※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。
 ※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。
 ※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

○ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼（特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書

（記載例1）平成26年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和4年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載例

（この記載例は、令和4年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（以下「控除申告書」といいます。）の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から「残高等証明書」の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します（住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください）。①欄は、「残高等証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、①の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の⑩の金額を④欄及び⑤欄に記入します（この場合には、証明事項の⑩の金額の左側に「計」が表示されています）。

● ③欄は、下部の証明事項の①・②・③・④の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。※③欄の③の記入について 控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑤の割合を書き、異なる場合は⑥欄の③を省略して、⑥欄の③に下の算式により計算した①と②と③の金額の合計額を書きます（下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください）。

算式: (i) (③欄①の金額) × (③欄②又は③の割合) / ((③欄①の金額) × (③欄②の割合) + (③欄①の金額) × (③欄③の割合)) = % 円

● ⑧欄は、下部の証明事項の①・③の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑫欄及び⑬欄は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。（注）「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。 ※ 令和4年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄の記入に当たっては次によります。 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。 2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

控除申告書の提出を受けた給与の支払者が記載します。平成34年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(印) (この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

平成34年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書 左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】 住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記入します。

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】 連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に記載します。

○ 設例 (中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています) 平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 住宅取得資金の借入 住所 ○〇市△△町××××× 氏名 国税太郎

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和4年12月31日における租税特別措置法第26条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する耐熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円) 36,000,000 × 50 = 18,000,000

（注）「あなたの負担すべき割合」とについては、原則として、「計算明細書」の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとします。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。 なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例 2) 令和3年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和4年分について年末調整でこの控除を受ける場合
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例
 (この記載例は、令和4年分の年末調整において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
 兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたご自身の住所(田舎太郎・本宅)	〇〇市△△町×-××-×
給与の支払者の法人番号	〇〇〇〇〇〇×-×-×		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×	
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇市△△町×-××-×				
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。					
項目	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	増改築等に係る借入金等の計算(注1)	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(円、連帯債務による借入金の額)	①		39,500,000	39,500,000	
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	②		19,750,000		
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③		19,750,000		
③×「居住用割合」	④		19,750,000		
住宅借入金等の年末残高(④の欄の合計額)	⑤	19,750,000	年間所得の見積額	8,800,000	
特定増改築等の費用の額(注3)	⑥				
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高(⑤と⑥の少ない方)(注3)	⑦				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑦×1%)	⑧	197,500			

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	〇〇市△△町×-××-×	
	氏名	国税太郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	39,500,000 円
	当初金額	令和3年7月17日	40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和3年7月から	令和28年6月まで	25年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額			円
(備考)	連帯債務者 国税春子		

『控除申告書』の①欄に記載します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑤又は⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の「かつ」以内に記入します。住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$$

ロ 「④欄の④の居住用割合と⑥欄の④の居住用割合」又は「①欄の④の居住用割合と⑥欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合を⑥欄の④の「かつ」以内に記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第4位を切り上げて記入します(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

(算式)

$$i \frac{\text{⑥の金額又は⑦の金額}}{\text{⑥の金額又は⑦の金額+⑧の金額}} \times (\text{④又は⑥の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

$$ii \frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑥の金額又は⑦の金額+⑧の金額}} \times (\text{④の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

ハ ⑥欄及び⑦欄は、特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方が記入します。

ニ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の重複適用(の特例)を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ホ 「備考」欄の記入に当たっては次によります。
 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
 2 ⑥欄の④の「かつ」内の記入に当たり、上記ロの算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

令和4年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和3年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町×-××-×

令和4年〇月〇日

国税太郎 様

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

①居住開始年月日(特別特定)	②取得対価の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤取得対価等の額	⑥居住用割合	⑦連帯債務割合
令和3年〇月〇日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %
⑧居住開始年月日	増改築等に関する事項		⑨特別期間(11年目~13年目)(※)における控除限度額			
年月日	①増改築等の費用の額	②特定増改築等の費用の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤特別期間(11年目~13年目)(※)における控除限度額	
	円	円	%	%	円(※) 年分~ 年分	
(備考) 適用対価の内訳額	200,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。				

証明事項の各欄は、令和3年分の申告に基づいて記載しています。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等申告書

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

1

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成 54年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎
	給与の支払者の法人(個人)番号 11122334455667	あなたの個人番号 11122334455666	あなたの税額 本人	
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の有無 ④ 無	

扶



2

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	令和5年中的所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ 山川 明子	212133444556677	400,000円	生計を一にする事実	東京都練馬区栄町23-7	
16歳未満の扶養親族(注2)	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子 13.2.4	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1234 Kokuzei Street... USA	
	ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	子 18.5.17	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	東京都練馬区栄町23-7	
	ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父 19.5.8	300,000円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

3

障害者、障がい者又は勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2」記載についてのご注意)をお読みください。	異動月日及び事由
<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	山川 隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

4

16歳未満の扶養親族(注2)	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたの他の住所又は居所	異動月日及び事由
1	ヤマカワ エビロウ 山川 二郎	5566777889900	子 21.7.5	東京都練馬区栄町23-7			0円

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成 54年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎
	給与の支払者の法人(個人)番号 11122334455667	あなたの個人番号 11122334455666	あなたの税額 本人	
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の有無 ④ 無	

- ▶ ① 所轄税務署長等
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶ ② 給与の支払者の法人(個人)番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

- ▶ ③ あなたの個人番号
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ ④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	令和5年中的所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ 山川 明子	212133444556677	400,000円	生計を一にする事実	東京都練馬区栄町23-7	
16歳未満の扶養親族(注2)	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子 13.2.4	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1234 Kokuzei Street... USA	
	ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	子 18.5.17	0円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	東京都練馬区栄町23-7	
	ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父 19.5.8	300,000円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

- ▶ ① A 源泉控除対象配偶者
あなた(令和5年中的合計所得金額の見積額が90万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和5年中的合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず給与所得者の配偶者控除等申告書の提出が必要です。
- ▶ ② B 控除対象扶養親族
次の扶養親族について記載します。
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)
(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

- (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和5年中的において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和5年中的合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和5年中的合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- ▶ ③ 個人番号
源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 29.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和29年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 13.1.2 生～平 17.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成13年1月2日～平成17年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	① 障害者		② 寡婦		③ ひとり親		④ 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	〇	〇	〇	〇		
	一般の障害者			〇	〇	〇	〇		山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付	
	特別障害者			〇	〇	〇	〇			
	同居特別障害者			〇	〇	〇	〇			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、() 内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1. 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が90万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2. 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなごの氏名	生年月日	住所又は居所	控除対象外国籍扶養親族(注)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
	1	ヤマカワ サブロー	5,15,61,617,17,81,91,01,0	子	21.7.5	東京都練馬区栄町 23-7	〇	0円	
2	山川 三郎								
3	(フリガナ)氏名	個人番号	あなごの氏名	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(注)	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
						〇		〇	

※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得等の記載を省略します。

注) 1. 非居住者である親族(注)とは、令和5年中の所得の見積額が90万円以下の人に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2. 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 20.1.2 以後生）

年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国籍扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。)、又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和5年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人)をいいます。又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

